



目 次

規 則		ページ
◎高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則		1
◎高知県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則		1
◎高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則		7
告 示		
◎知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類	(私学・大学 支援課)	7
○字の区域及び名称の変更の届出	(市町村振興 課)	7
○道路の区域変更 (2件)	(道 路 課)	7
○道路の供用開始	( " )	8
公 告		
○県営土地改良事業の計画の変更	(農業基盤課)	8
○換地処分の届出 (四万十町)	( " )	8
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	8

規 則

高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。

平成21年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第8号

高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（平成20年高知県条例第56号）附則の規定に基づき、同条例の施行の日は、平成21年4月1日とする。

高知県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第9号

高知県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

高知県製菓衛生師法施行細則（昭和42年高知県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「返納届書」を「返納届出書」に改め、同条中「第7条」を「第7条第2項」に、「届書」を「返納届出書」に改める。

第6条中「第4条の規定による」を「第4条第1項の規定により」に改める。

第10条を次のように改める。

(試験に関するその他の事項)

第10条 第6条から前条までに規定するもののほか、試験に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別記様式を次のように改める。

## 別記

## 第1号様式（第3条関係）

## 製菓衛生師名簿

登録番号		登録年月日	
本籍地都道府 県名（国籍）		住所	
ふりがな 氏 名		生年月日	
試験合格都道 府県名		性別	
免許の取消しに 関する事項	理由 年 月 日		
免許証の書換え 交付に関する事項	理由 年 月 日		
免許証の再交付に 関する事項	理由 年 月 日		
登録の消除に 関する事項	理由 年 月 日		
備考			

## 第2号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

本籍（都道府県名）

住所  
ふりがな  
氏 名

年 月 日生

## 製菓衛生師免許申請書

製菓衛生師の免許を受けたいので、製菓衛生師法施行令第1条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 免許の取消処分を受けたことの有無
- 2 免許の取消処分を受けたことがある場合は、その理由及び年月日
- 3 試験合格年月日及び番号

注 次の書類を添えてください。

- 1 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項を記載したものに限り。）又は外国人登録証明書の写し
- 2 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
- 3 合格証書の写し又は合格証明書

**第3号様式**（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

本籍（都道府県名）

住所

ふりがな  
氏 名

年 月 日生

## 製菓衛生師名簿訂正申請書

下記のとおり登録事項に変更を生じたので、製菓衛生師法施行令第3条第1項の規定により関係書類を添えて製菓衛生師名簿の訂正を申請します。

記

- 1 登録番号及び登録年月日
- 2 変更を生じた登録事項及びその内容

変更を生じた登録事項	変更後	変更前

- 3 変更年月日
- 4 変更理由

- 注 1 申請の原因となった事実を証明することができる書類を添えてください。  
2 登録事項に変更を生じた日から30日以内に申請してください。

**第4号様式**（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

本籍（都道府県名）

住所

ふりがな  
氏 名

年 月 日生

届出義務者 住所  
氏名

## 製菓衛生師名簿登録削除申請書

製菓衛生師法施行令第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて製菓衛生師名簿の登録の削除を申請します。

記

- 1 登録番号及び登録年月日
- 2 登録の削除の理由

- 注 1 製菓衛生師免許証を添えてください。  
2 製菓衛生師本人が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、その日から30日以内に戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は失そうの届出義務者が申請してください。

## 第5号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

本籍（都道府県名）

住所

ふりがな  
氏 名

年 月 日生

## 製菓衛生師免許証書換え交付申請書

下記のとおり記載事項に変更を生じたので、製菓衛生師法施行令第5条第1項の規定に基づき関係書類を添えて製菓衛生師免許証の書換え交付を申請します。

## 記

- 1 登録番号及び登録年月日
- 2 変更を生じた記載事項及びその内容

変更を生じた記載事項	変更後	変更前

- 3 変更年月日
- 4 変更理由

注 次の書類を添えてください。

- 1 製菓衛生師免許証
- 2 申請の原因となった事実を証明することができる書類

## 第6号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

本籍（都道府県名）

住所

ふりがな  
氏 名

年 月 日生

## 製菓衛生師免許証再交付申請書

製菓衛生師法施行令第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて製菓衛生師免許証の再交付を申請します。

## 記

- 1 登録番号及び登録年月日
- 2 再交付を申請する理由

- 注 1 製菓衛生師免許証を破り、又は汚した場合は、その製菓衛生師免許証を添えてください。
- 2 失った製菓衛生師免許証を発見したときは、5日以内に、その製菓衛生師免許証を返納してください。

**第7号様式**（第5条関係）

年 月 日

高知県知事 様

本籍（都道府県名）

住所

ふりがな  
氏 名

年 月 日生

製菓衛生師免許証返納届出書

製菓衛生師免許の取消処分を受けたので、製菓衛生師法施行令第7条第2項の規定により製菓衛生師免許証を返納します。

注 取消処分を受けた日から5日以内に返納してください。

**第8号様式**（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

本籍（都道府県名）

住所

ふりがな  
氏 名

年 月 日生

製菓衛生師試験受験願書

製菓衛生師試験を受けたいので、高知県製菓衛生師法施行細則第7条第1項の規定により関係書類を添えて提出します。

注 次の書類を添えてください。

- 1 履歴書
- 2 写真（出願前3月以内に、無帽で正面向きの上半身を撮影した名刺型のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- 3 受験資格証明書（製菓衛生師法第5条第1号若しくは第2号又は附則第2項の規定に該当することを証明することができる書類）

第9号様式 (第7条関係)

年 月 日施行

製菓衛生師試験受験票

受験地

受験番号

氏名

性別

生年月日

高知県

注 この受験票は、試験当日必ず持参してください。

第10号様式 (第8条関係)

第 号

合格証書

本籍都道府県名(国籍)

氏名

年 月 日生

年 月 日施行の製菓衛生師試験に合格したことを証明します。

年 月 日

高知県知事



附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第10号

高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

高知建築基準法施行細則（昭和25年高知県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第26条の2を削る。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第171号

私立学校法（昭和24年法律第270号）第26条第2項の規定により、高知県私立学校審議会の意見を聴いて、知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を次のように定め、平成21年4月1日から施行し、学校法人の行うことのできる収益事業の種類（平成13年2月高知県告示第57号）は、同年3月31日限り廃止する。

平成21年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類

1 私立学校法第26条第1項の規定に基づき知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、2において定めるものであって、次のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 経営が投機的に行われるもの
(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項（第2項及び第3項を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの
(3) 規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適当なもの
(4) 自己の名義をもって他人に行わせるもの
(5) 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、学校法人として

ふさわしくない方法によって経営されるもの

2 収益事業の種類は、統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項の規定により総務大臣が定める統計基準として同条第3項の規定により公示される日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- (1) 農業、林業
(2) 漁業
(3) 鉱業、採石業、砂利採取業
(4) 建設業
(5) 製造業（「武器製造業」に関するものを除く。）
(6) 電気・ガス・熱供給・水道業
(7) 情報通信業
(8) 運輸業、郵便業
(9) 卸売業、小売業
(10) 保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。）
(11) 不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。）、物品賃貸業
(12) 学術研究、専門・技術サービス業
(13) 宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。）
(14) 生活関連サービス業、娯楽業（「遊戯場」に関するものを除く。）
(15) 教育、学習支援業
(16) 医療、福祉
(17) 複合サービス業
(18) サービス業（他に分類されないもの）

3 学校法人が収益事業の種類を寄附行為に記載する場合は、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載しなければならない。

高知県告示第172号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、四万十町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成21年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

Table with 5 columns: 変 更 前, 変 更 後, 大字, 字, 地番区域. Row 1: 河内, ツルイ, 156の2の一部、479の一, 河内, 飛地ノ

Table with 4 columns: 本, 部、591の2の一部, 下モ, 飛地ノ下モ, ツルイ本

備考 上記の地番は、平成21年2月13日現在の登記簿による。

高知県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年3月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
2 路 線 名 中平檜原
3 道路の区域

Table with 4 columns: 区 間, 変更前後の別, 敷地の幅員(メートル), 延 長(メートル). Rows for 高岡郡檮原町川井7062番1から7030番1まで, 高岡郡檮原町川井7064番1から7011番1まで, 高岡郡檮原町川井7064番1から7011番1まで

高知県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年3月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
2 路 線 名 有岡川登
3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市手洗川字中山4300番1から 四万十市手洗川字沖 屋式2536番1まで	前	7.6 }	590
	後	11.8 }	590
		37.1	

高知県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年3月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成21年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥西川岸本
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
香南市香我美町徳王子字螢 3797番3から 香南市香我美町徳王子字野 分3108番2まで	1,000	平成21年3月13 日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（中芸東部地区田園空間整備事業（農道整備））の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成21年3月13日から同年4月13日まで

- 3 縦覧場所  
室戸市役所、奈半利町役場及び北川村役場
- 4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、四万十町から十和中部地区（河内換地区）の換地処分を平成21年2月19日に行った旨の届出があった。

平成21年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により中村市古津賀土地区画整理組合が行う中村都市計画事業古津賀土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成21年3月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 組合の名称  
中村市古津賀土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
四万十市中村大橋通四丁目10番
- 3 設立認可の年月日  
平成9年3月7日
- 4 変更認可の年月日  
平成21年3月3日